

学習評価の充実について

1 学習評価の改善に係る3つの基本的な考え方

これまでも行われてきた「目標に準拠した評価」を引き続き着実に実施

学校教育法が定める学力の3つの要素、学習指導要領の改善事項を適切に反映

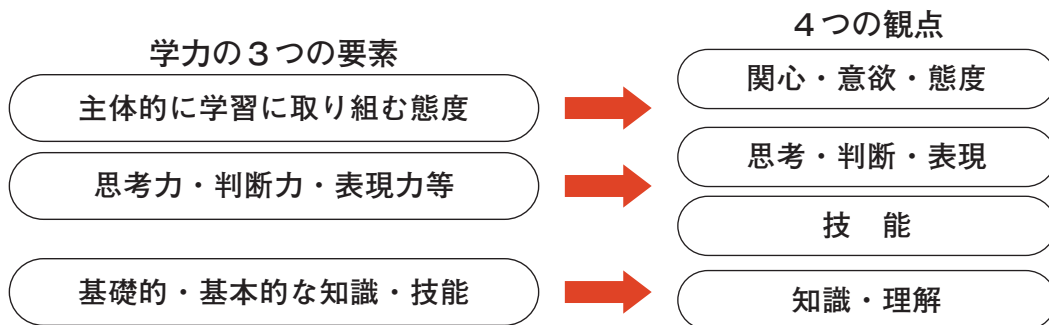
学校や設置者の創意工夫を一層生かした学習評価の推進

2 学習指導の改善と充実に生かす評価

目標に準拠した評価である観点別学習状況の評価を基本とし、児童生徒一人一人が自分のよさや可能性に気づき、自らを伸ばしていくことができるよう、評価を適切に実施する。

3 観点別学習状況の評価の在り方

- 学習状況を分析的に見る「評価の観点」については、成績付けのための評価だけでなく、指導の改善に生かす評価においても重要な役割を果たす。
- 学校教育法が定める学力の3つの要素に合わせ、評価の観点を4つに整理



4 高等学校における学習評価の在り方

- 高等学校においても、評価による指導の改善を図るとともに、評価を通じた教育の質の保証を図るため、観点別学習状況の評価を推進していくことが必要
- 一方、各学校の生徒の特性、進路等が多様であることへの配慮も必要

5 障害のある児童生徒に係る学習評価の在り方

- 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価と基本的に変わりませんが、学習評価に当たっては、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要
- 学習指導要領等の改正の主な改善事項を踏まえ、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や学習の結果の評価を実施することなどが必要

6 評価に当たっての留意点

- 指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を通じた評価を取り入れ、ペーパーテストの結果に留まらない、多面的な評価を行っていく。
- 一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、子供たちの資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、子供たち自身が把握できるようにしていく。
- 子供たちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子供自身にもその意味に気付かせていくことが求められる。

参 考

- ①「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年3月24日）
 - ②「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日）
 - ③「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（平成23年11月）
 - ④「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料」（平成23年11月）
 - ⑤「茨城県公立小・中学校児童・生徒指導要録記入の手引きについて」（平成23年1月）
- 【掲載場所①・②：文部科学省HP、③・④：国立教育政策研究所HP、⑤：茨城県教育情報ネットワーク】